

新潟市天寿園使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び新潟市天寿園条例施行規則（平成7年新潟市規則第57号）第12条の規定に基づき、新潟市天寿園有料施設使用料の徴収事務を平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間、次のとおり委託したので同施行規則第14条の規定により告示する。

平成20年4月1日

新潟市長 篠田 昭

徴収事務を行う場所	徴収事務受託者	
	氏名又は名称	住 所
新潟市中央区 清五郎633番地8 新潟市天寿園	財団法人 新潟市開発公社 理事長 鈴木 広 志	新潟市中央区 白山浦1丁目613番地69